平成２１年（フ）第４３０号
大津市大石東５丁目６番11号
債務者　佐伯　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６６号
滋賀県甲賀市水口町城内２番24号
債務者　武田　俊子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９９０号
広島県廿日市市永原602番地４
債務者　ニシノ商会こと　西野　光男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９１号
広島市東区戸坂新町２丁目34―15―503、住民票上の住所広島県廿日市市永原602番地４
債務者　西野　伸樹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１４号
広島市西区大宮３丁目３番１―103号
債務者　古賀　栄美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１９号
広島市中区吉島西１丁目15番４号
債務者　藤　多美子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３２号
広島市西区天満町19番13―701号
債務者　川本　　司
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４８号
広島市安芸区中野２丁目62番３―203号
債務者　バルヂニ　ノブレ　ロドリゴ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６１号
広島市東区戸坂出江２丁目６番１―404号
債務者　片平　直美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６６号
広島市安佐南区八木９丁目29番17―403号、住民票上の住所広島市安佐南区八木９丁目26番５―402号
債務者　村上　龍次
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８３号
広島市西区古江東町５番23―201号
債務者　池田　道治
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０２号
広島市南区本浦町６番７号
債務者　枝長眞智惠
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０５号
広島市西区南観音２丁目３番32―406号
債務者　徳澤　政司
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１７号
広島市安佐北区可部南３丁目７番８号
債務者　石井　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６１号
広島市西区鈴が峰町40番34―201号市営住宅東
債務者　渡　　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５号
広島県尾道市栗原西１丁目７番５号　栗原荘
債務者　福島　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７号
福岡県飯塚市平塚27番地３
債務者　安増　優子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２６５号
福岡県久留米市上津１丁目６番１―301号
債務者　古橋　久子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部